

介護保険法に基づく介護保険事業所に係る指定の一部効力停止処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、利用者への介護・世話の放棄・放任が認められたため、下記のとおり、指定の一部効力停止処分を行います。

1 事業所概要

- (1) 事業所名 デイサービス日昇
- (2) 事業所番号 1495400507
- (3) 所在地 川崎市多摩区中野島6-6-8
- (4) サービス種類 指定地域密着型通所介護、通所型サービス(介護予防通所介護相当)
- (5) 指定年月日 平成30年1月1日、平成31年4月1日
- (6) 事業者名 株式会社ASFELL（川崎市多摩区中野島6-28-26）
代表取締役 古谷 和之

2 経過

- 令和5年12月22日 事業所より事故報告書受理
- 令和5年12月25日 病院から虐待に関する通報受付
- 令和6年 1月16日 指導・監査実施（令和7年5月14日まで計3回）

3 処分の内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力を3月停止（新規利用者の受入停止）
- (2) 処分期間 令和7年9月1日から令和7年11月30日まで

4 処分の理由

令和5年12月20日の昼間帯において事業所の職員1名が、当該事業所からサービスを受ける利用者1名に対し、入浴介助前に手指及び温度計によるお風呂の温度確認を怠り、湯温約50度のお風呂に入れて火傷を負わせた。

また、当該職員は当該利用者の異変に気付いているにもかかわらず、管理者等の上職者にすぐ報告せずに着衣させるなど、適切な救護対応を行わなかった。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 村上
電話：044-200-3802